



発行 東京都

目次

12

規則

○令和六年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整における基準財政需要額の算定の特例に関する規則………（総務局行政部政課）

規則

令和六年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整における基準財政需要額の算定の特例に関する規則を公布する。

令和七年三月十三日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第四号

令和六年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整における基準財政需要額の算定の特例に関する規則

令和六年度分の基準財政需要額を算定する場合における都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則（昭和五十年東京都規則第八十二号）第七条及び別表第一から別表第三までの規定の適用については、第七条の表一の部一の款(1)の項中「〇・七五〇」とあるのは「〇・七五八」と、「〇・八七五」とあるのは「〇・八七一」と、「一・一七九」とあるのは「一・一四五」と、「一九・八二二」とあるのは「一八・一一三」とし、同款(2)の項中「一・一五二」とあるのは「一・一五〇」とし、別表第一經常的経費の部議会総務費の項中「0.471」とあるのは「0.481」と、「0.529」とあるのは「0.519」とし、同部民生費の款老人福祉費の項中「0.952」とあるのは「0.951」と、「0.048」とあるのは「0.049」とし、同款生活保護費の項中「0.937」とあるのは「0.935」と、「0.063」とあるのは「0.065」とし、同款児童福祉費の項中「0.849」とあるのは「0.850」と、「0.151」とあるのは「0.150」とし、同款後期高齢者医療制度事業助成費の項中「0.977」とあるのは「0.976」と、「0.023」とあるのは「0.024」とし、同部衛生費の項中「0.820」とあるのは「0.829」と、「0.180」とあるのは「0.171」とし、同部清掃費の款収集作業費の項中「0.834」とあるのは「0.833」と、「0.166」とあるのは「0.167」とし、同款処理処分費の項中「0.928」とあるのは「0.929」と、「0.072」とあるのは「0.071」とし、同部経済労働費の款生活経済費の項中「0.445」とあるのは「0.443」と、「0.555」とあるのは「0.557」とし、同款産業経済費の項中「0.836」とあるのは「0.879」と、「0.164」とあるのは「0.121」とし、同部土木費の款建築公害費の項中「0.627」とあるのは「0.626」と、「0.373」とあるのは「0.374」とし、同款都市整備費の項中「0.774」とあるのは「0.776」と、「0.226」とあるのは「0.224」とし、同款道路橋りょう費の項中「-0.377」とあるのは「-0.265」と、「1.377」とあるのは「1.265」とし、同款公園費の項中「0.573」とあるのは「0.570」と、「0.427」とあるのは「0.430」とし、同部教育費の款その他の教育費の項中「0.553」とあるのは「0.564」と、「0.447」とあるのは「0.436」と、「0.720」とあるのは「0.718」と、「0.280」とあるのは「0.282」とし、同表投資的経費の部教育費の款その他の教育費の項中「0.611」とあるのは「0.609」と、「0.389」とあるのは「0.391」とし、別表第二經常的経費の部民生費の款社会福祉費の項中「1.037」とあるのは「1.032」と、「0.829」とあるのは「0.830」と、「3.939」とあるのは「3.915」とし、同款老人福祉費の項中「0.868」とあるのは「0.867」と、「0.102」とあるのは「0.103」と、「24.067」とあるのは「23.970」とし、同款生活保護費の項中「1.291」とあるのは「1.292」と、「0.920」とあるのは「0.917」と、「0.276」とあるのは「0.278」と、「10.003」とあるのは「9.929」と、「0.147」とあるのは「0.150」と、「0.063」とあるのは「0.065」とし、同款児童福祉費の項中「0.639」とあるのは「0.643」と、「0.340」とあるのは「0.336」と、「0.091」とあるのは「0.089」と、「0.924」とあるのは「0.925」と、「2.403」とあるのは「2.360」と、「0.900」とあるのは「0.902」と、「0.444」とあるのは「0.436」と

